

「共謀罪」が与党の数の力で成立した。日本の刑事法の原則が覆る。まるで人の心の中を取り締まるようになった。「私」の領域への「公」の侵入を恐れる。

論説

2017・6・16

心の中で犯罪を考える。「これは倫理的にはよくない。不道徳である。でも何を考えなくても自由である。大金を盗んでやりたい。殴ってやりたい。」

もちろん空想の世界で殺人犯であることと大泥棒であることは、罪に問われることにはありえない。それは誰がどんな空想をしているか、わからないうから。空想を他人に話しても、犯罪行為が存在しないから処罰するのは不可能である。

犯罪の「行為」がないと

心の中で犯罪を考えただけでは処罰されないのは、根本的な人権である「思想・良心の自由」から言いえる。何となくでも行為が必要であり、そこには罪を犯す意思が滲んでいなければならぬ。刑法二八条には「一定の意思」が「行為」まで含むものである。

「罪を犯す意思がない行為は、罰しない」

そして、刑罰法規では犯罪となる内容や、その刑罰も明示しておく必要はない。刑事法のルールである。では「どんな「行為」まで含むのであるのか。

「私」への侵入を恐れる

「盗み」と同時に共謀罪の準備行為となりうる。こんな共謀罪の対象犯罪は実に二百七十七もある。全国の警察が共謀罪を武器にして誰か、どの団体がマークして捜査を始めるか、果たしてブレーキは利くのだろうか。暴走し始めないだろうか。

身に覚えのないことで警察に呼ばれたり、家宅捜索を受けたり、事情聴取を受けたり…。そのような不審な出来事が起きはしないだろうか。冤罪が起きはしないだろうか。そんな社会になってしまわないか。それを危ぶむ。むしろ犯罪の実行行為がないのだから…。

準備行為の判断基準については金田法相は「何も述べた。」

「花見であれば「ルールや弁当を持っていくの」に対し、(犯行場所の)下見であれば地図や双眼鏡、メモ帳なども持っているという外形的事情があらわになる」

スマートフォン機能には地図もカメラのズームもメモ帳もある。つまりは取り調べで「内心の自由」に踏み込むしかないのだ。警察の恣意的判断がいくらでも入り込むことになる。

だから、反政府活動も判断次第でテロの準備行為とみなされる余地が出てくる。市民活動の萎縮を招くであろう。こんな法律を強引に成立させたのだ。廃止を求めるが、乱用をチェックするために運用状況を政府・警察は逐一、国民に報告すべきである。

ロシアに「命中の米中央情報局(CIA)のエージェント」・スノーデン氏が共同通信と会見し、米国家安全保障局(NSA)が極秘の情報監視システムを日本側に供与していたと証言した。これは日本政府が個人のメールや通話などの大量監視を可能にする状態にあることを指摘するものだ。

「共謀罪」についても「個人情報の大規模収集を公認する」となる「と監視を囁いた。」日本にこれまで存在していなかった監視文化が日常のものになる。大規模監視の始まりなら、憲法の保障する通信の秘密の壁は打ち破られて「私」の領域に「公」が侵入して「監視」の意味する。

異変は気づかぬうちに、

「さしなると、変化が起きる。プライバシーを握られた「私」は、「公」の支配を受けざるを得なくなる。監視社会は国家による国民支配の方法なのだ。おそろしく国民には日常生活に異変は感じられないかも知れない。だが気付かぬうちに、個人の自由は着実に侵食されていく恐れはある。

「共謀罪」法が成立

市民活動が萎縮する

だから「共謀罪」は刑事法の原則を委ねるのだ。

「共謀(計画)」「準備行為」で逮捕されたというには、何の事件も起きていないという意味である。つまり「既遂」にあたる行為がないのだ。今までの事件のイメージはまるであらう。

金田勝年法相は「保安林でキノコを探したらテロ組織の資金に想定される」との趣旨を述べた。キノコ探

6/16 早稲